

社会医療法人義順顕彰会役員等に対する報酬等の支給基準

【平成28年4月1日制定】

第1条 この基準は、社会医療法人義順顕彰会（以下「本法人」という。）の役員等に対する報酬等の支給に必要な基準を定める。

第2条 この基準において、用いる用語の定義は次のとおりとする。

- 1) 役員等とは、本法人の定款の定めによって選任された社員、理事及び監事をいう。
- 2) 会議等とは、法人の定款に定める社員総会、理事会及び監事の監査業務に必要な会議をいう。

第3条 役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- 1) 役員等に対する報酬は、支給しない。
- 2) 会議等への出席に伴う報酬として、以下のとおり日当を支給する。また、島外からの出席者については、旅費（交通費及び宿泊料）を実費により支給する。
なお、同一日に開催される会議について、社員と理事を兼務する者に対する日当は、どちらか一方を支給する。

	社員	理事	監事
社員総会	20,000円		20,000円
理事会		20,000円	
監査業務に必要な会議			20,000円

第4条 支給方法は、会議の当日に現金で支給する。

第5条 この基準の制定、改廃は、社員総会の決議を得なければならない。

附 則

1. この基準は、平成28年4月1日から施行する。
2. 平成22年4月1日制定の「社会医療法人義順顕彰会役員等に対する報酬等の支給基準」は、廃止する。